The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	遺骨から見る原爆死没者慰霊碑 : 濱井信三における「復興」と「平和」の狭間
Author(s)	西井, 麻里奈
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2015, 49, p. 75-94
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/61343
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

遺骨から見る原爆死没者慰霊碑

――濱井信三における「復興」と「平和」の狭間――

西 井　麻 里 奈

キーワード：原爆死没者慰霊碑／濱井信三／供養塔／遺骨／丹下健三

はじめに

広島平和記念公園の中心に位置する「原爆死没者慰霊碑」（以下、慰霊碑）は、正式名称を「広島平和都市記念碑」という。犠牲者の名簿が納められた慰霊碑は今日、この正式名称の方で呼称されることは殆どなく、1952 年の完成までは「慰霊堂」の通称のもとに、原爆犠牲者の遺骨と名簿の奉納を前提として建設計画が進められていた。慰霊碑に関する議論はこれまで碑文を中心に展開されており、未遂の納骨構想については論じられていない。[1] 本稿は「人類」の視点から「平和」の普遍主義を掲げてきた原爆死没者慰霊碑について、納骨する慰霊堂から慰霊碑への変遷を考察することを通じて、地域、国家、世界との緊張関係に置かれながら復興する広島における「平和」の語りと原爆死者の表象が、その緊張関係のなかで迫られた変質の具体的な内容について明らかにしたい。その際に本稿では、復興の達成と想起の場の創出との政治的操舵の中心にあり、地域の意思と実践上の責任の双方を負った広島市長・濱井信三に注目する。[2] 地域の意志と意図、その制約をめぐるプロセスにおいて、戦後広島における「平和」の語りのなかでの死者たちのゆくえを問い、慰霊碑の来歴がどのような様態で、いかなる課題を孕んできたのかを解明するものである。

1. 先行研究――現実政治と記憶をめぐって――

広島の戦災復興事業を国庫補助のもとで行うことを定めた「広島平和記念都市建設法」（以下、平和都市法）と、同法に沿った復興構想が、慰霊碑の内容にもたらしてきた影響は重要である。しかし歴史学や都市計画等の先行研究における復興の叙述は平和都市法への歴史的な評価を都市復興の達成という点にとどめている[3)]。他方、戦後広島の「平和」の思想性を問う上で、米山リサ、ラン・ツヴァイゲンバーグ（Ran Zwigenberg）の研究[4)]は、復興における「平和」の語りが過去の忘却と隠蔽を加速してきたことを批判的に論じている。本稿の問題意識を明らかにする上で、ここではツヴァイゲンバーグの議論を取り上げておきたい。

議論の全体像についてここで述べることはできないが、ツヴァイゲンバーグの研究の主眼は戦争の犠牲者的記憶の形成と、その国際的な人間交流の中での対話や変容を“global memory culture”という視点から書き出すことにあり、原爆とホロコーストの比較記憶研究のなかで広島の復興に関する記述に多くを割いている。本稿で取り上げる濱井信三についても、復興のオフィシャル・ナラティブや、その後の反核運動の状況における変化のなかでの記憶形成に関わる重要なアクターとして、1945 年から 1970 年代までの長期的なスパンの中で分析対象に据えている。濱井が広島の戦後史において果たした役割と問題点に対する視点を論者もまた共有するが、本稿は特に 1940 ～ 1950 年代に形成された記憶の空間と濱井の位置づけの関係について、別の視点を提示したい。

広島の復興に関する分析（Chapter1, 2）においてツヴァイゲンバーグは、「いかにして、なぜ、広島の支配的な語りが今日あるような形で展開していったのか」ということの「起源と歴史」（“history and origin”）について叙述している。広島のナラティブが状況のなかでの政治において、さまざまな不協和音を消去しながら犠牲者性と「平和」を主題として「変形」してい

く様を歴史的に描き出し、「原爆の悲劇を説くことではなく、復興にともなう都市の変形（“transformation”）の物語」が強調されてきた、としている。ただしこの時期については「変形」の「起源と歴史」を解明することに予め議論を限定し、新聞やツーリズムの検証を中心としている。他方、本稿では現実政治の表出の場として議事録等の公文書も用いる。それは公的記録としての正当性に依るのではなく、記憶の問題における現実政治とは過去におけるさまざまな「今」と対峙し格闘する経験であることに重要性があり、今の時においてもまた、今を積み込みながら記憶を動的に形作り続けていると考えるからである。記憶の「起源」をたどることは、ある特定の歴史的時間枠のなかで記憶を捉えることでもあり、それを批判する営み自体のなかで時に記憶を固定的なものとして措定してしまう。しかし記憶とは常に変化の可能性を残しながら、人々の主体を巻き込んで形成されていく。記憶を場に刻む行為においても、記憶は過去を引き連れて現在に介入し、揺さぶりをかけてくる。その介入性や可変性において、記憶と歴史を分離せずに論じることが重要な課題なのではないだろうか。

また濱井信三について、ツヴァイゲンバーグはこの時期の濱井から、主に廃墟の広島に芽生えた一種の「惨事便乗型資本主義」（“Disaster Capitalism”）を読み取っている。古いものが一掃された原爆の廃墟を「変形」のチャンスと捉える未来志向の都市計画や、住民への立ち退き要請はその例であり、濱井が紛れもなく広島のナラティブの「変形」において中心的な役割を果たしたことは本稿でも言及する。しかし論者は同時に、「変形」に向かう大きな歴史的潮流の中にあって押し流されていった別の軌跡として遺骨の処遇と濱井の関係を問おうとしている。広島復興の国際政治的価値、国家的意義を前面に出した現実政治は過去についての認識を規定する空間の政治を生み出した。しかし慰霊堂から慰霊碑への変化の経緯に刻み込まれているのは、歴史、社会的な制約の中での実践によって場が形作られる経緯と、そこに持ち込まれた不協和音が、今日なお記憶のあり方に介入を迫る力を保ち続けている可能性である。本稿で現実政治と記憶との関係を考察する目的は、政治的交渉

過程のなかで埋め込まれた楔としての不協和音を探し当てることにあり、慰霊碑を取り巻く歴史認識にそれを再挿入することにある。以上によって本稿は、慰霊碑や遺骨をめぐる現実政治と記憶のアクチュアルな関係を叙述することを試みる。

2. 濱井信三における平和と復興の狭間

西川祐子は敗戦時の焼け跡に行き交った言説に「頭の中が明るくなるような言葉の解放があった」と述べている。[5)] 被爆地広島は軍都としての繁栄のなかで、多くの物資と兵士をアジアに送り出し、同時に近隣の県や植民地からの人の流れを引き寄せてきた。帝国を担う軍人や教員を育成する「学都」であり、対外戦争の兵站的軍都であった広島が敗戦後、言葉の指すような「平和」の実現形として復興するならば、それは地域の意識や社会構造に軍経済や軍事文化からの離脱を迫る、そうした価値認識と構造転換の経験であるはずだった。しかし「まもなく世界平和といった遠隔シンボルが行き交」い、「言葉が指示物からしだいに遠くなり、記号だけで世界が構築され、記号に思考が動員される」ようになっていったという西川の指摘は広島においても顕著に見られた。[6)] 広島における 1949 年以後の戦後復興のメインロードにある「平和」というテーマ性は、「言葉の解放」のなかで軍都の戦争責任や原爆被害を問うことによって生み出されたものではなく、占領下の言葉の抑圧のもとで、原爆投下という歴史経験の特殊性に仮託しつつ、切迫した経済的要請を満たすための交渉手段として生み出された。[7)] 個々の復興、再生の経験は、先立つ悲惨と喪失に対する思考を様々に深めるものであり、その中から生まれた批判的な知は詩や文学として書き残された。しかし復興がまず財政的な課題として市政にのしかかり、1949 年 GHQ と国の承認のもとに平和都市法の制定という形で解決が図られたという戦後広島の歴史経験が、平和の思想にもたらした影響の重さをここでは捉えていきたい。以下では復興を推進してきた政治実践を、歴史認識と、法・財政に関する体制との両側

面から捉え、考察する。

濱井信三は1949年7月に平和都市法の住民投票に先立って市民に投票を呼びかけた発言で、広島が「永い間日本における有数な軍事的都市のひとつ」であり「封建性を温存していた」ことを指摘し、それが「新たなる原子力時代の出現と同時に、壊滅した」と述べている。その上で濱井は、「新日本を象徴する、全然生まれ変わった新しい平和都市を建設することはその意義一層大なるもの」で、それによって「初めて戦争犠牲者の犠牲を意義あらしめることができる」と述べた。[8] 軍事化による都市の繁栄の記憶、広島資本の満州・朝鮮への拡大を模索した地域ぐるみの植民地主義経験、アジアへの軍事侵略の記憶が凝縮された「軍都」という言葉は、ここでは「壊滅」と新都市建設の意義を語るための、いわば歴史経緯の説明として配されている。原爆の経験もまた、この発言においては理想都市を築くための「封建性」からの解放[9] をもたらした転機にすぎない。

復興の初発においては、こうした歴史認識に重なるようにして、国との交渉のなかで復興の論理が流れ込んでいる。上記の発言に先立つ平和都市法の制定運動のなかで濱井は、1948年12月10日に国に対して広島市長名による特別法制定の請願を提出しているが、ここで濱井は「国際的平和の記念都市を建設すること」を明示して復興への国庫補助を求めた。濱井は原爆の歴史経験を根拠としながら、それを「国家的意義」に昇華する媒介として広島の復興に「平和」という普遍的なテーマ性を見いだした。国が広島の復興を援助することの国際政治的価値、国家的意義という視点から「平和」が語られているということは、「平和記念都市」としての復興が「平和国家の建設を国是とする我が国の対外信用を高めるゆえん」になるとする点に顕著に表れる。[10] 1949年7月の発言にあった軍都の「封建性」という言葉に垣間見える濱井自身の思想形成と歴史認識[11] は、ここでは表にしていない。被爆地が戦後復興を進めていくための戦略的な「平和」の語りを、開戦と戦争を遂行した政治、さらには原爆投下国アメリカへの問責に優越させる形で打ち出した。しかし濱井は後に、このときの論理構成は国に対して「気を使った」[12]

のだと述べている。ここでの「平和」概念はあくまで広島復興の意義と実効力に集中し補助を求める内容である。

目の前の壊滅した都市こそが濱井にとっての現実であった。また、平和都市法制定とほぼ時期を同じくして、濱井は広島市における「集団行進及び集団示威運動に関する条例」＝いわゆる公安条例の制定を呉の地方軍政部から強く迫られていた。当時、公安条例制定は広島県内では広島市が最も遅れていた。濱井は公安条例を違憲とし、「せっかく与えられた民主主義を、何とか健全に育てたいと思っている」[13] と抵抗したが、平和都市法制定から1か月後の1949年9月に条例は制定された。この経緯の中で濱井は軍政部からは思想的に警戒を要する人物の一人で、一時は共産主義者とも見なされていたようである。[14] 折しも広島市役所では、公安条例制定と同時期に制定された定数条例による広島市職員のレッドパージが吹き荒れようとしていた。[15] 濱井の一連の発言はこうした状況のなかで編み出され、選び取られていったものである。復興という地域の要求を貫徹させるため、「平和」と原爆を結びつけて語る模索の中に置かれた濱井によって、状況の中で形成される「平和」の語りがここにある。それでも、制約と交渉の論理のなかでこぎつけた平和都市法の成立は、濱井にとって勝利の記憶であった。[16]

以上、広島の復興を現実的に進め得ない財政状況が占領下での現実であったということ、加えて「平和」という言葉でもって、実際に復興という至上課題を達成する契機がある程度まで与えられてしまったということを確認してきた。「平和都市」の理想を掲げつつ、それが次第に自己目的化していく中で、原爆体験や生活の個別性から平和の思想を引き出していく営為は多くの困難を抱えた。また近代広島のミリタリズムに対する批判的な検討には長い時間を要してきている。[17] その点で復興初期の平和都市法制定の意味は重要であり、それは慰霊堂の来歴に根深く食い込んでいった。

3. 平和記念施設としての慰霊堂――納骨の計画とその行方――

納骨を伴う慰霊堂の計画は平和都市法以後の段階においては、死者供養のための営為として独立に取り組まれたのではなく、上記の平和都市法に基づく計画であることに、まず読者の注意を向けておきたい。平和都市法の対象は戦災復興事業を中心としたが、被爆地としての「平和記念施設」の建設もまた事業の一環として行われた。そのなかで「慰霊堂」の計画は1949年の平和都市法制定後に、広島市長室と東京大学の丹下健三研究室が共同でまとめた復興計画「広島平和記念都市建設構想案」の中で初めて明示される。[18] 慰霊堂は「平和記念都市建設計画の中心課題」と位置づけられた。「原子力時代の到来を告げた歴史的意義を伝え、又その教訓を物語る諸資料の保存整備」[19] の施設の一部である「慰霊堂」は、「犠牲者に対し冥福を祈る施設」として予算案300万円を伴って記述されている。

しかし重要なことは、このとき慰霊堂の計画は、1946年に建立され原爆死者の無縁仏を納めていた戦災死没者供養塔（以下、供養塔）改築の延長線上にあったということである。[20] 供養塔は現在平和記念公園となっている敷地にあった、慈仙寺という広い寺院の一角に作られた。堀川恵子は慈仙寺境内付近の当時の様子について「市内のあちこちから、来る日も来る日も「遺骨」が運び込まれてきた」とし、住職の息子が9月下旬に復員したときには「寄せられた遺骨はすでにかなりの量になっていて、白い小山ができていた」と述べている。[21] 原爆によって慈仙寺の建物や墓地は全壊したが、人々は爆心に近い廃墟の慈仙寺に死者供養の地域的な連続性を見いだし、1946年に広島市戦災死没者供養会が中心となって供養塔を立て遺骨を安置した。建立当時はこうして集まってきた遺骨と、被爆時に設置された救護所等の閉鎖に伴って市が一時保管していた無縁仏の遺骨、1946年5月に「大供養週間」として市民の手で集められた市中の遺骨が納められた。当時、特定の集団による死者を悼む木製の供養塔は様々な場所に作られていた。後に100メートル

道路、平和記念公園建設に伴って撤去される川内村義勇隊の供養塔はその一例である。[22] その中で原爆供養塔は、引き取り手のない遺骨のための納骨所を伴って、原爆投下から約1年を経て初めて作られた原爆犠牲者の集合的な供養の場であった。原爆忌には塔の足元で人々が手を合わせ、花が供えられた。『中国新聞』では塔を突き立てた地面の盛り土に線香や卒塔婆がささされ、煙が立ち込める様子が報道されている。1953年8月8日の記事によれば、相生橋から供養塔に至る道路は早朝から露店が並び、「線香や供花屋が軒並み状態」であった。そこには花や線香を売り歩く子供の姿も見られたという。

供養塔は最初の納骨以後も、当時火葬できず一時的に土葬した仮埋葬遺体の改葬事業や発掘された無縁仏の遺骨が慣習的に届けられる、引き取り手のない遺骨の置き場になっていた。また1946年の建立趣意書では、供養塔の建設が「遺族を復興の担い手にする」ために必要であるとされた。供養塔には「原爆」ではなく「戦災」と表記され、建立趣意書には原爆と敗戦、「民主主義」の到来をアメリカによってもたらされた「恩恵」とし、「恩恵」をもたらした犠牲者を供養することを供養塔建立の趣旨とすると書かれており、当時の原爆死者供養が占領下で置かれていた状況を物語る。[23] しかし重要な点は、その供養塔の建立を求めた一部の市民は死者を慰めることを通じた「心の復興」の必要性を述べていたことである。[24] 廃墟に生きなおしていく復興の営為は常に、ある時期までは新たな遺骨発掘とともにある。復興の作業現場で遺骨が出れば作業は中止され、供養塔という安置場所があることで作業は安堵のうちに再開される。『中国新聞』には遺骨に関する報道が数多く見られる。復興事務所のある整地課長は、整地作業のなかで掘り出された遺骨を個人的に供養していた。[25] また1954年7月には平和記念公園建設に伴う立ち退き家屋の下から「抱き合った母子」の遺骨が失対人夫の手で発掘されている。[26] 戦後市街地に建てられた家の下から掘り出してほしいと遺骨が生者の夢枕に立ち、[27] また多数の犠牲者の遺骨が発掘された似島では「亡霊が夜な夜な海へ向って哀訴の声を立てる」と噂された。[28] 死者を供養しながら復興に向かい、復興に向かうために死者を供養する。復興と遺骨のあいだ

にある死者の弔いや想起と、生者の再生への志向は常に鋭い緊張関係にあり、復興はそうした関係性のなかで進められてきた。供養塔は事業としての復興を現実的に推し進めるための遺骨への対処として存在し、同時に限られた状況のなかで初めて作られた集合的な原爆死者供養の現場として、肉親の遺体や遺骨の戻らない人々にとって重要な弔いと想起の現場だったと言える。

しかし供養塔は資材の乏しい中で作られ、横に作られた納骨堂は簡易なバラックづくりであった。そのため慰霊堂の計画が現れるころには、わずかの経年で風雨によって老朽化していた。先述の「構想案」の段階で、慰霊堂に納骨が予定されていたということは、集合的な原爆死者供養の場であり、引き取り手のない遺骨を抱える老朽化した供養塔を、恒久的な施設として再建することに対する社会的要請の存在を反映していたと言える。丹下健三は平和記念公園計画にあたって、度々市長としての濱井の「諮問」を受けていたとしている。[29)]「諮問」の内容は明らかではないが、納骨する慰霊堂が検討されたことの背景には地域の原爆死者供養の文脈があり、それを汲んだ市としての希望が濱井から丹下に明かされていたことが考えられる。[30)] しかし、納骨は墓地等の特殊公園にのみ認められるのであり、都市公園には認められないと建設省の指示によって禁じられた。このこと自体は極めて行政的判断であるが、地下の納骨構想があるかぎり、建設省は慰霊堂建設に予算を付けなかったとされる。[31)] 原爆によって生存の中断を強いられた人々の／についての記憶が折り重なる土地――詩人の栗原貞子はそれを「地下都市」と名づけた――に対して適用された法的な線引きと解釈は、慰霊堂建設が平和都市法に基づく計画であることによって一層厳しく押し付けられることになった。建設省の判断が直接的に地域の原爆死者供養の実践に介入してくる契機となったと言えるだろう。傷んだ供養塔は 1955 年に再建されるが、それはつまり 1952 年の原爆死没者慰霊碑の完成からさらに 3 年間、遺骨が納められた供養塔の老朽化に対する具体的な対応が進まなかったという事実を逆証する。[32)]

4. 慰霊堂の配置――平和記念都市建設専門委員会の議論――

では、慰霊堂の計画は以後どのような変遷をたどるのであろうか。これには1949年の平和都市法制定以後、建設省との協議によって組織された市の諮問機関、広島平和都市建設専門委員会（以下、専門委員会）の影響力が大きい。[33] 納骨が実際に計画のどの段階で禁止されたのかは明確ではない。しかし、慰霊堂のデザインを当初担当していたイサム・ノグチの案が地下深い構造を持っていたこと、そしてノグチ案は1952年2月の専門委員会で廃案にされていることから、この段階までは納骨の構想があったと考えられる。占領政策への警戒から平和記念公園デザインコンペの募集要項には慰霊堂の計画は明記されなかったし、丹下もまた公園中央に配された現在の慰霊碑とは違い、中央から東側にずれた場所に，性格も存在も主張しない四角い箱状の建造物として想定していた。しかし1950年11月の第1回委員会から見られる慰霊堂に関する議論の中では、護国神社への合祀や広島城跡への建設など、質の異なる多数の意見が提起されており、1951年2月になっても計画が具体化しなかった。また直接的に遺骨の存在に言及するのは委員外で参加していた広島市側の関係者であったが、委員からは「しめった感じ」「陰気臭い」ものではなく「明る」くしたい、「朝晩通る度に慰霊堂に面接するようなところでは良くない」という意見が出され、死者の配置に関わる議論としての躊躇や不快感も読み取れる。1951年の原爆犠牲者の7回忌を目前にして、濱井をはじめ市政関係者は議論の停滞に焦りも覚えていたとみられ、また被爆地に対する外部の目から提示された意見を盛り込む困難にさらされていた。[34]

1951年2月21日の第4回委員会において、濱井はこれまでの議論から描き出した案として「地表に出ている部分は小さい碑で良いですから地下室を造り、納骨の場所と原爆で死んだ人たちの過去帳を置こうと考えています。もう1つ、慰霊堂といいますか碑と言った方が適当と思いますが、その前で祭

のできる施設を造ってはいかがでしょう」という提案を出し、議論の口火を切った。変化はここから始まる。濱井はこの提案で確かに供養塔との連続性を意識し、地下の遺骨の処遇に配慮をしている。しかし委員会の議論は地下の遺骨より、地上の小さな「碑」に集中していった。遺骨の存在が暗黙裡に孕む「陰気」さを、「碑」や「祭」という提案はさしあたり解消している。碑という提案に真っ先に賛同したのは岸田日出刀である。そして濱井自身も供養塔の改修の必要について述べた後、「宗派を超越した無名戦士の墓」、アメリカで見た「アーリントン」が、自身の慰霊堂のイメージであるとの考えを披瀝した。濱井の主眼は慰霊の場に多様な宗教を許容することにあり、その点においてアーリントンを理想化した。原爆死者を「無名戦士」になぞらえる濱井の思考は、平和都市への生まれ変わりによって「初めて戦争犠牲者の犠牲を意義あらしめることができる」と捉える認識ともつながっている。

こうした提起を通じて委員会のなかには、慰霊堂を公園の中央に配置転換する議論が現れる。濱井が提起した「祭」や、過去の議論で提示された「明る」さという発想がここに大きく関わっていた。「祭」や「明るさ」が志向されたこと自体が問題だというのではない。慰霊堂について濱井を含む専門委員会が重視したのが、開放性と慰霊に参加する不特定多数の人々の存在であり、その人々にとっての死者の表象として慰霊堂をどう配置するのかという点であったことである。このような視点からは、丹下案では平和会館（現在の平和記念資料館）前に建設予定の広場と慰霊堂が配置的につながらないことが問題とされた。計画当初から遺骨を伴って計画された公園東端の四角い慰霊堂は「後で付け加えた」「あまり意味ない」ものとされた。岸田からは、慰霊堂を「記念日」に大勢の人が集まる広場と直結することが望ましいという提案がなされ、濱井も「万事好都合」と受け止めた。これらの議論を踏まえて出された意見書は慰霊堂建設への意見を次のようにまとめた。そこでは、「原爆のいけにえとなった 20 万の霊に対して祈りをささげたいという心情が起こるのは極めて自然である。それらの人々は世界平和をもたらす為に尊い犠牲となったのである。その霊を祈念するにふさわしい施設を設けな

ければならない」、「しかもこれは広島市民が要求するばかりでなく、世界の人々の心の底に流れている要求である。かかる要求に答えるものであるからその表現形式は広く全人類の良識に訴えて承認されるものでなければならない」、「あらゆる境域を超えて広く全世界に、時代を超えて末永く将来に亙ってなおその普遍性を失わないような表現形式が望ましい。端的に言うなら解放された明るい形式をもって、原爆と平和とを象徴する表現が望ましい」[35)]とされた。

慰霊堂はまるで地上と地下に分離されているようである。碑としての地上の表象形態を中心に述べられたこの意見書において、原爆犠牲者は遺族だけでなく広場に結集する「世界の人々」が正対し祈るべき対象になった。こうして慰霊堂と広場を直結させるための記念空間の配置転換が決定され、現在の構図が完成する。[36)] 平和記念都市建設計画のなかの「平和記念施設」は普遍性の追求を基本とするなかで、質・空間ともに開放的である必要があり、それは慰霊堂の配置と性格にも求められていた。慰霊堂は遺族による供養の場、無縁仏のための場として確保されることでも、原爆による暴力の行使主体を問うことでもなく、「平和」と友好を前提し、「生まれ変わった」都市の象徴として検討された。ここにおいて「慰霊堂」は「慰霊碑」に変わっていった。

5. 遺骨から見る原爆死没者慰霊碑

北村毅は「記念碑が、設置者――いわば、死者を代弁＝表象する存在――の陳述的かつ一方的な意思表示ではないことを確認しておかなければなるまい」とし、単なる当事者的権威の表現型として記念碑をとらえるだけではなく、記念碑が「それ自体語っている」こと、その声に耳を傾けなければならない、と指摘している。[37)] 慰霊碑には、国家的・国際的「意義」に絡め取られる戦後広島の政治が、復興と重なりながら表象されている。本稿で見てきたのは、普遍主義的平和の主張が遺骨の処遇とどのように関わっていたのか

ということであり、それは公的記憶の空間から遺骨を取り除いていく力学として働いていた。そのような政治を読み解くにあたり、原爆死没者慰霊碑における記憶のあり方と遺骨の処遇とを対置するだけでは十分ではないのだろう。遺骨が発する死者への喚起がぬぐい去り難いものであったからこそ、碑は普遍性の主張が受容された形態を取り、他方で遺骨は原爆供養塔という形で平和記念公園に残されたのである。死者を感じつつ復興を進めながら、過去の出来事を記憶する場を残す営みは、表象と実態の落差、多くの限界と不協和音を内包しながら場所を占め、後世に残された。

しかし、今日なお慰霊碑にまつわる死者が「人類全体の平和のいしずえとなって祀られて」おり、「その原爆の犠牲者に対して反核の平和を誓うのは、全世界の人々でなくてはならない」[38)] という市の慰霊碑碑文に対する公式見解とその受容は、死者を和解可能なものとして調停し「平和」に結びつける語りが公的歴史認識の基軸を占め、有効性を保ち続けている状況を表す。歴史の不協和音から声を広げていく営みは、なお困難なものと言わざるを得ない。

ここにおいて濱井信三の位置づけがここで再度問われてくる。先述のように濱井は、「平和都市」への生まれ変わりによって「初めて戦争犠牲者の犠牲を意義あらしめることができる」と述べた。また碑文について「再び過ちを繰り返さないように深く心に誓うことのみが、ただ一つの平和への道であり、戦争犠牲者へのこよなき手向け」[39)] であると著書において述べている。濱井が原爆死者を「無名戦士」になぞらえたときの危機――生と縁を断ち切られてしまった名のある個々の無縁仏たちからの名の剥奪――は死者の死の普遍主義的な意味づけの方向へ押し流され、またその意味づけを主体化して復興に向かう中で生まれていった。1949 年の平和都市法制定によって、濱井は市長として慰霊碑を新設して納骨し、バラック造りの原爆死者供養の場をようやく新しく恒久的なものにできる手段を得た。委員会での当初の主張はその実現のためのものであったと言える。しかし交渉のなかには国と地方政治の関係や法的線引きにおける妥協に加え、戦後広島の復興と「平和」の

支配的な語りを形成し主体化していく経緯が織り込まれ、濱井がその中で遺骨への処遇を変化させていく様子が読み取れる。慰霊堂から慰霊碑への変化は現実政治と重なり合いながら起こり、復興と都市の未来を担う主体を立ち上げながら「平和都市」の理念を下支えしていったのである。

こうしたことを踏まえ、公共空間における死者の抹消と公的記憶の定立として今日の表象形態を批評することから一歩進み、それらを死者の／に関する記憶の縁を手渡してきたものとして読みかえることによって、内側から公的な語りを成立不能にし、忘却を未完成のままにとどめる試みが必要なのではないだろうか。歴史を通じてオフィシャル・ナラティブの形成に織り込まれた不協和音を探り当てることは、そのような地平を開いていくことである。状況のなかで死者表象のあり方を議論するうちに、碑の表現が普遍主義と開明性を背負ったことそのものが、遺骨の存在によって碑に刻みこまれた不協和音の来歴なのであり、その来歴を通じて死者の行方を問う営みは、手渡されてきた記憶の場に支配的な歴史認識に抗する足場を組んでいく作業なのである。

おわりに

慰霊碑は研究史上も、また社会的にも、「あやまちは繰り返しませぬから」という碑文の「人類の視点」からの普遍性の主張や、「主語のないヒロシマ語」[40] から発する歴史認識をめぐる論点――誰の、どの「過ち」なのか、「繰り返」さない主体は誰なのか――となり、それが広島の集合的記憶のあり方の問題とされてきた。碑文について濱井は、「恨みや憎しみを捨てて、寛容な気持ちで手を差しのべてゆく」ことが「平和を望むものの基本的態度」[41] であると述べている。他方、元広島市長の平岡敬は、「主語のないヒロシマ語」を批判した同じ筆で、原爆投下者に対する「「憎しみ」を抱くことは、平和を願う心に反するといった類の言説が幅をきかせて、「仇を討ってくれ」と言って死んでいった人たちの思いは、人々の心から消えていく」と述べて

いる。また原爆文学研究者の川口隆行は、碑文にこだわり続けた栗原貞子の詩における「死者たちよ　安らかに眠らないで下さい――生きている亡者を　はげしくゆすって　呼びさませて下さい」[42] というフレーズをもとに、栗原の詩がもつ「新たな共同性構築」の実践的側面を認めつつ、この死者は生者の平和のために眠ることを許されない死者であることを指摘した。[43]

平岡と川口に共通するのは、怒りや憎しみといった調停不可能な死者の感情を、生き残った者の未来の「平和」のために和解可能なものとして調停してみせる合意形成の平和概念と、その方途に対する批判である。「平和」のための犠牲者として慰撫される死者がいる可能性を生者は否定できない。同時に、慰撫されえない死者への想像力や感情をも含めて死者と共に生きる、あらゆる可能性に開かれた公共空間として平和記念公園と原爆死没者慰霊碑が構想されることを妨げる力学もまた、普遍主義的な「平和」の姿をとり、復興の現実政治と連動しながら「平和都市」という場に沈潜してきたのではないだろうか。本稿で論じた遺骨の処遇と慰霊碑の表象形態の変容は、そうした経験の痕跡なのである。本稿は慰霊の問題に限定したが、広島を「平和」の発信主体として編み上げてく広島市政の戦後史に対する更なる追究を、今後より多角的に行うことを課題としていきたい。

［注］

1）　碑文に関する主要な論点と経緯については、『日本原爆論大系第７巻　歴史認識としての原爆』（日本図書センター、1999）。

2）　濱井信三は 1905 年広島生まれ。初の公選で 1947 年から市長就任。1 期を除いて全4期16年間広島市長を務める。1967年死去。

3）　石丸紀興「広島の戦後復興における計画思想としての平和記念都市の提案・形成・成立過程に関する研究」（広島平和記念資料館資料調査研究会 編『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告（8）』所収、2012）、宇吹暁『ヒロシマ戦後史』（岩波書店、2014）等。

4）　米山リサ『広島　記憶のポリティクス』（岩波書店、2005）、Ran Zweigenberg *Hiroshima: The Origins of Global Memory Culture,* United Kingdom, 2014.

5）　西川祐子編『歴史の描き方②戦後という地政学』（東京大学出版会、2006）p.xii.
6）　同前
7）　都市が抱えた戦争責任が「平和」を掲げた戦後広島の歩みにおいて未精算であり続けていることは、例えば日清戦争大本営の復元構想や、第五師団の軍司令部となった広島城の再建などの形で、復興期に幾度も浮上する。
8）　広島市『広島新史　資料編2（復興編）』（1982年）所収。
9）　濱井は満州事変の翌年1932年に広島商工会議所に就職をした。大きな産業的基盤を持たない広島の商工業が満州という新たな市場に画期を見出し、広島資本拡大の帝国主義、植民地主義の只中に身を置いていたと言える。
10）濱井信三『原爆市長』（朝日新聞社、1967）、p.136.
11）前市長の木原七郎は、原爆が軍国主義を「破却」したと語る（広島市『広島新史資料編2（復興編）』）。その点で濱井が軍都の「封建性」を批判する語りには、濱井に独特の軍都認識が現れるがこの点は稿を改めて論じたい。
12）同前、p.135.
13）濱井信三『原爆市長　ヒロシマとともに二十年』（朝日新聞社、1967）p.169.
14）小倉馨による濱井信三インタビュー（1957）。この資料はロベルト・ユンクがルポルタージュ『灰墟の光、甦るヒロシマ』（文藝春秋社、1959）執筆にあたり、広島での取材協力者であった広島市渉外課の小倉を通じて濱井に対し市長時代の経験を問うたインタビューである。小倉はインタビューの内容を英訳してユンクに送っていた。本資料は若尾祐司氏から提供を受けた。
15）広島市職員に対するレッドパージについては自治労広島職員労働組合編『広島市職労三十年史』（1978）に詳しい。レッドパージへの応対を含めた当時の広島市政および濱井信三に対する検討は今後の課題としたい。
16）濱井は特別法が建設関係部門以外の所管事業について「市に有形無形の利益をもたらした」（濱井信三『原爆市長　ヒロシマとともに二十年』（朝日新聞社、1967））としているが、『戦災復興事業誌』（広島市都市整備局都市整備部区画整理課・戦災復興事業誌編集研究会編、1995）によれば、平和都市法に基づく戦災復興の国庫補助は9原則下で国家財政の影響を受け、被害の国家補償など戦災者が必要とする事業の直接的な援助にはならなかった。住宅事業の遅れは常に指摘され、1955年の選挙で濱井が落選する要因の一つとなる。
17）「平和」に何を込め、誰が、どのようなレベルで発信するのか、という問題は少なくとも第1回の原水禁世界大会前後の段階で、被爆者の生活問題を含んで表出していた。原爆被害者たちの生活の問題から当時の状況に言及したものとして、原爆被害者の会手記編纂委員会編『原爆に生きて』（三一書房、1953年）や、被団協の中心メンバーとなっていく藤居平一の証言（舟橋喜恵「原爆医療法制定のころ――藤居平一氏に聞く――」（『広島平和科学』19号、1996）等がある。ここでの問

題提起が、濱井を中心とする都市の戦後復興の問題系とどのように絡まりあってきたのかは、今後の課題とする。

18）この構想案は平和都市法制定以後 1949 年から 1950 年にかけて練られた。構想案には慰霊堂の存在と、納骨の計画が記述されているが、1949 年 8 月の平和都市法制定に先立って行なわれた平和記念公園デザインコンペの募集要項で、「慰霊堂」の計画は占領政策への警戒のために明記されなかった。

19）これは主に「平和会館」（現在の平和記念資料館）の計画を意味している。

20）原爆供養塔の歴史についての体系的な記述は、広島戦災供養会『慰霊の記録　原爆供養塔』（2006年）が唯一のものであり、論者も長くこれに依拠してきた。また、長年供養塔の遺骨の世話を行ない、遺族への返還に尽力してきた佐伯敏子の証言『ヒロシマに歳はないんよ』（ヒロシマ・ナガサキを考える会、1986）が、供養塔の遺骨に向き合ってきた同時代の証言として重要なものである。そうした中、原爆 70 年を機にジャーナリストの堀川恵子による『原爆供養塔　忘れられた遺骨の 70 年』（文藝春秋、2015）が出版された。佐伯敏子の足跡を中軸に据えながら写真資料、証言、同時代の記録の丹念な発掘を行なうとともに、供養塔建設の歴史的背景と、遺骨と遺族の戦後を追跡している。

21）堀川前掲、p.20.

22）「義勇隊碑」とは建物疎開作業中に被爆死した佐東町温井（現・安佐南区佐東町）の川内村国民義勇隊の慰霊碑である。1946 年にこの慰霊碑の前身である木製の供養塔が建立された。犠牲者の法名と俗名を檀那寺で確認し、これを書いたものを地下に埋めていた。供養塔の建立場所は村人たちが建物疎開作業に出る前に弁当を置き、休憩所にしていた誓願寺の敷地を意識している（広島市『広島新史　都市文化編』（1983））。

23）「広島市戦災死没者供養塔建設趣意書」（広島市公文書館蔵）。

24）『中国新聞』1945.12.25　望月晴彦氏による投書。

25）『中国新聞』1954.5.24「無縁の霊慰む原爆仏　退職の整地課長の悲願」。

26）『中国新聞』1954.7.20「陽の目みたビか犠牲者 抱き合った母子か」。

27）『中国新聞』1954.8.7「夢が導いた原爆死の場所“遺骨”掘り出してくれ」。

28）『中国新聞』1955.7.15「原爆犠牲者無言の郷土入り　似島から遺骨 2 千柱」。

29）丹下健三「平和都市建設の中心課題――としての平和会館」（『新都市』1950.8）。

30）実際に、慰霊の場が考慮されたデザインは丹下の案のみであり、その点は審査において高い評価を受けた。

31）この問題については建設省の一次資料の発掘が叶わなかったが、『広島新史　社会編』（1985）と、被爆 20 年に編まれた中国新聞社編『炎の日から 20 年　広島の記録 2』（未来社、1966）に記述がある。

32）他方、原爆死者への供養に対する地域の取り組みの全てが簒奪されたのではない。

建設省の納骨禁止の論理は現存する納骨された供養塔の存在に対しても疑義を呈したが、市の担当者であった佐々木銑建設局長は、そこが寺院の一角であった場所であり、かつ爆心地に近いという土地の記憶にもとづいて供養塔が作られたことには、後年制定された平和記念都市法や都市計画決定された平和記念公園とは関係がないものとした。佐々木は文化財としての供養塔の先住権を主張し、結果、供養塔の存置を建設省に認めさせた（広島評論社『広島評論』（1955））。

33） 専門委員会はあくまで市長の諮問機関であり、議決機関ではないが、濱井は議決機関でなくともこの専門委員会が平和都市法による国庫補助の元締めである建設省と強いつながりをもつ集団である以上、「でき得る限りこの専門委員会の意見は聞く」方針を取っていた。実際に広島市議会や、都市計画広島地方審議会といった、平和記念都市建設に関する議決機関の、現存する当時の審議記録からは、慰霊堂の具体的な内容の関する議論は確認できず、建設専門委員会での議論と答申がほぼそのまま実際の計画に反映されていると考えられる。そのため市議会においても、建設専門委員会とはいかなる組織であり、議決機関であるのか諮問機関であるのかを明示するよう、議員が市長に問う場面がみられる（『広島市議会史　議事資料編Ⅱ』（広島市議会、1987））。

34） 第4回広島平和記念都市建設専門委員会要点記録（1951年2月21日）。

35） 1951年3月広島平和記念都市建設専門委員会から市への意見書。

36） 論者は丹下が慰霊堂を軸線上から外したことに表象として特別の意図があったのではなく、あくまで用途を明示しないことによる占領政策への対応であったと考えている。この点については藤森照信・丹下健三『丹下健三』（新建築社、2002）参照。

37） 北村毅『死者たちの戦後誌――沖縄戦跡をめぐる人々の記憶』（御茶ノ水書房、2009）、p.32.

38） 広島市HP市民局国際平和推進部平和推進課（最終閲覧2015年9月3日）http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1111632890024/index.html

39） 濱井前掲。

40） 平岡敬『時代と記憶』（影書房、2011）。

41） 濱井前掲。

42） 栗原貞子「ヒロシマ消去法」（『栗原貞子全詩篇』土曜美術社、2005所収。詩は1989年のもの）。

43） 川口隆行『原爆文学という問題領域　増補版』（創言社、2011）。

［参考文献］

米山リサ『広島　記憶のポリティクス』（岩波書店、2005年）

Ran Zwigenberg *Hiroshima: The Origins of Global Memory Culture* ,United Kingdom,2014
宇吹暁『ヒロシマ戦後史』（岩波書店、2014）
石丸紀興「「広島平和記念都市建設法」の制定過程とその特質」（広島市公文書館編『広島市公文書館紀要』11号、1988年）、同「広島の戦後復興における計画思想としての平和記念都市の提案・形成・成立過程に関する研究」（広島平和記念資料館資料調査研究会 編『広島平和記念資料館資料調査研究会研究報告（8）』所収、2012年）

（大学院博士後期課程学生／日本学術振興会特別研究員）

SUMMARY

Considerations on the Memorial Cenotaph for A-bomb Victims in Hiroshima Peace Memorial Park regarding the Remains of Victim

—Focusing on Shinzo Hamai's thoughts on Reconstruction and Peace—

Marina Nishii

In this paper I discuss the thought about Peace in Hiroshima between 1945-1955. In those days, the important problem for inhabitants was the revival and reconstruction from the crushing damage caused by the A-bomb. At the same time, the plan to build the peace memory facilities as for memory to succeed a global experience and lesson called the A-bomb in history was carried. The building plan for the Memorial cenotaph for the A-bomb victims is one of these city-reconstruction plans as well.

This memorial cenotaph was planned under the popular name of "*Ireidou*" (the memorial service temple) upon completion in 1952, victim's remains and lists of name of the A-bomb victims were supposed to be placed inside this structure. In this article, I took up the problem about the changes from a plan of the *Ireidou* to a memorial cenotaph from a viewpoint of the history recognition and administrative practice of mayor Shinzo Hamai. With a supremacy problem about revival and reconstruction of the city in the situation of the GHQ occupation and difficult economic situation of the local government, *Ireidou* was built as "commemorative facility for peace". In this article, I clarify how the process of the actual discussion regarding this problem relates history recognition about the peace and A-bomb and memorial cenotaph.